

## 千葉県こども施策庁内連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市におけるこども施策の総合的な推進を目的として、千葉県こども施策庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この要綱において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- (1) 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- (2) 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- (3) 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

### (組織)

第3条 連絡会議は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、こども未来局こども未来部長をもって充てる。
- 3 副座長は、こども未来局幼児教育・保育部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者及び座長が指名した課等の長をもって充てる。
- 5 副座長は、座長が不在の時は、その職務を代行する。

### (活動内容)

第4条 連絡会議は、次に掲げる事項について、情報の共有と協議を行う。

- (1) こども施策の推進に関すること。
- (2) こども施策に関するこどもや子育て当事者等の意見の聴取及び反映に関すること。
- (3) (仮称)千葉県こども基本条例に関すること。
- (4) 千葉県こどもプランの進捗に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

### (会議)

第5条 座長は、会議を主宰する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 3 座長が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。
- 4 座長は、必要に応じて会議を招集する。

### (部会)

第6条 連絡会議には、必要な検討・連絡調整を行うための部会を置くことができる。

### (事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、こども未来局こども未来部こども企画課に置く。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

総務局	市長公室国際交流課長 総務部人事課コンプライアンス推進室長
総合政策局	総合政策部政策調整課長
市民局	市民自治推進部市民自治推進課長 市民自治推進部地域安全課長 市民自治推進部広報広聴課長 生活文化スポーツ部スポーツ振興課長 生活文化スポーツ部男女共同参画課長
こども未来局	こども未来部こども企画課長 こども未来部健全育成課長 こども未来部健全育成課青少年サポートセンター所長 こども未来部こども家庭支援課長 こども未来部東部児童相談所長 こども未来部西部児童相談所長 幼児教育・保育部幼保支援課長 幼児教育・保育部幼保運営課長 幼児教育・保育部幼保指導課長
保健福祉局	保健福祉総務課監査指導室長 保護課長 健康福祉部地域福祉課長 健康福祉部健康推進課長 健康福祉部健康支援課長 医療衛生部医療政策課長 高齢障害部障害者自立支援課長 高齢障害部障害福祉サービス課長 高齢障害部精神保健福祉課長
経済農政局	経済部雇用推進課長
都市局	建築部住宅政策課長 建築部住宅整備課長 公園緑地部緑政課長 公園緑地部公園管理課長
教育委員会	学校教育部学事課長 学校教育部教育改革推進課長 学校教育部教育指導課長 学校教育部教育支援課長 学校教育部保健体育課長 学校教育部教育センター所長 学校教育部養護教育センター所長 生涯学習部生涯学習振興課長